平成２５年（フ）第５０５５号
大阪府東大阪市横小路町５丁目１番14―210号
債務者　森　　博
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０５６号
大阪府東大阪市横小路町５丁目１番14―210号
債務者　森　江津子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０６８号
大阪府吹田市千里山東１丁目９番14号、前住所青森県三戸郡五戸町字横丁８番地１
債務者　澤　ひで子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０７９号
大阪府東大阪市若江北町３丁目13番12号　前田ハイツ105号
債務者　佐々木　亮
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０６３号
埼玉県和光市南１丁目14番９号　コーポ和光304
債務者　澤田真由美
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８２号
さいたま市北区本郷町1444番地　はるみ荘４号、旧住所さいたま市北区本郷町281番地コーポけやき201号
債務者　山崎　則明
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７０号
埼玉県川口市芝下３丁目１番16号　エステートピア澤田Ａ105号
債務者　久下　智幹
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２７号
さいたま市見沼区東大宮７丁目22番地８　ベルベーヌ205、旧住所さいたま市見沼区東大宮６丁目29番地５　グリーンブリーズ103号
債務者　金子　近子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４３７号
埼玉県春日部市大沼４丁目15番地２　ウィステリアパレス102号
債務者　池上　亀生
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４３８号
埼玉県春日部市大沼４丁目15番地２　ウィステリアパレス102号
債務者　池上由紀子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５３８号
埼玉県入間市春日町１丁目９番13号　レショーンデュペーレⅢ102、前住所埼玉県狭山市鵜ノ木７番10号　鵜ノ木台団地403号
債務者　奥平　梨津（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２８号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1337番地
債務者　村越　節子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第８９１号
東京都国分寺市東恋ヶ窪３丁目３番地１
債務者　坂西利枝子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６１号
島根県出雲市大津町3751番地　市営大津西谷住宅131
債務者　三原　　光
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後３時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第６２号
島根県出雲市大津町3751番地　市営大津西谷住宅131
債務者　三原　美樹
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後３時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第４５８６号
大阪府吹田市川園町60番６―401号
債務者　村田　竜司
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部